

## ＜ファミリー・サポート・センター補償保険について＞

ファミリー・サポート・センター補償保険は、まかせて会員とおねがい会員のこどもが活動中に障がいを被った場合、または、万一の賠償請求を受けた場合に備えて補償を行うことにより、会員が安心して活動に参加でき、センターの健全な運営・発展に寄与することを目的としています。

### 《保険の種類と内容》

#### 【サービス提供会員（まかせて会員）傷害保険】

まかせて会員が、保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅とこども宅や保育所等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

##### （保険金をお支払いする主な場合）

- まかせて会員が、走ってくるおねがい会員のこどもを受け止めようとして支えきれず転んでケガをした。
- まかせて会員が、おねがい会員のこどもを送った帰宅途中に雨で濡れた階段で滑ってケガをした。
- まかせて会員が、おねがい会員のこどもを乗せて車を運転中に自動車事故に遭いケガをした。
- 地震が発生し、まかせて会員が棚から落下したものにあたってケガをした。
- まかせて会員が活動中に熱中症になった。
- まかせて会員が作った料理を、おねがい会員のこどもと一緒に食べていたところ、まかせて会員がウイルス性食中毒を発症した。等

##### （保険金をお支払いしない主な場合）

- 故意または重大な過失、自殺行為・犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- 酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害
- 脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
- 戦争・暴動などによって被った傷害
- むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、日焼け、日射病） 等

#### 【依頼こども（おねがい会員のこども）傷害保険】

おねがい会員のこどもが、保育サービスを受けている間や、保育サービスを受けるため自宅とまかせて会員宅や保育所等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、まかせて会員の過失の有無にかかわらず保険金をお支払いします。

##### （保険金をお支払いする主な場合）

- おねがい会員のこどもが、階段から落ちてケガをした。
- おねがい会員のこどもが、犬にかまれてケガをした。
- おねがい会員のこどもが、車に乗っていて自動車事故に遭いケガをした。
- 地震が発生し、おねがい会員のこどもが棚から落下したものにあたってケガをした。
- おねがい会員のこどもが活動中に熱中症になった。
- まかせて会員が作った料理を食べたおねがい会員のこどもが、ウイルス性食中毒を発症した。

##### （保険金をお支払いしない主な場合）

- サービス提供会員（まかせて会員）傷害保険と同じ

#### 【賠償責任保険】

まかせて会員が、保育サービス等の提供中に他人（おねがい会員のこどもを含む。まかせて会員と同居の親族

を除く。) の身体または生命を害したり、財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、おねがい会員からお預かりし、保育サービス等提供場所内あるいは保育サービス等に使用するために保育サービス等提供場所以外で管理している現金及びこども預かりに必要な日用品(預かった物に限ります。)を保険期間中に損壊・紛失または盗取・詐取された場合の、所有者に対する法律上の賠償責任も補償対象となります。

(保険金をお支払いする主な場合)

- まかせて会員の不注意でお湯がこぼれ、おねがい会員のこどもに大やけどをさせてしまったことにより賠償責任を負った(施設賠償責任)。
- まかせて会員が提供(調理)した食事やミルクが原因で、おねがい会員のこどもが食中毒を起こしたことにより賠償責任を負った(生産物賠償責任)。
- おねがい会員から預かっていたベビーカーを破損してしまったことにより賠償責任を負った(受託者賠償責任)。

(保険金をお支払いできない主な場合)

- 保険契約者または被保険者の故意
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- 戦争、暴動、変乱、騒じょうまたは労働争議
- 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任
- 次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する賠償責任(施設賠償責任保険のみ)
  - (ア) 自動車、原動機付自転車または航空機
  - (イ) 施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)
  - (ウ) 施設外における動物 等

<傷害保険額(補償額)>

保険金の種類	サービス提供会員傷害保険	依頼こども傷害保険
死亡保険金	500万円	300万円
後遺障害保険金	程度により 500万~20万円	程度により 300万~12万円
入院保険金(1日)	3,000円	3,000円
手術保険金	3,000円×所定倍率	3,000円×所定倍率
通院保険金(1日)	2,000円	2,000円

<賠償責任保険金額(支払限度額)>

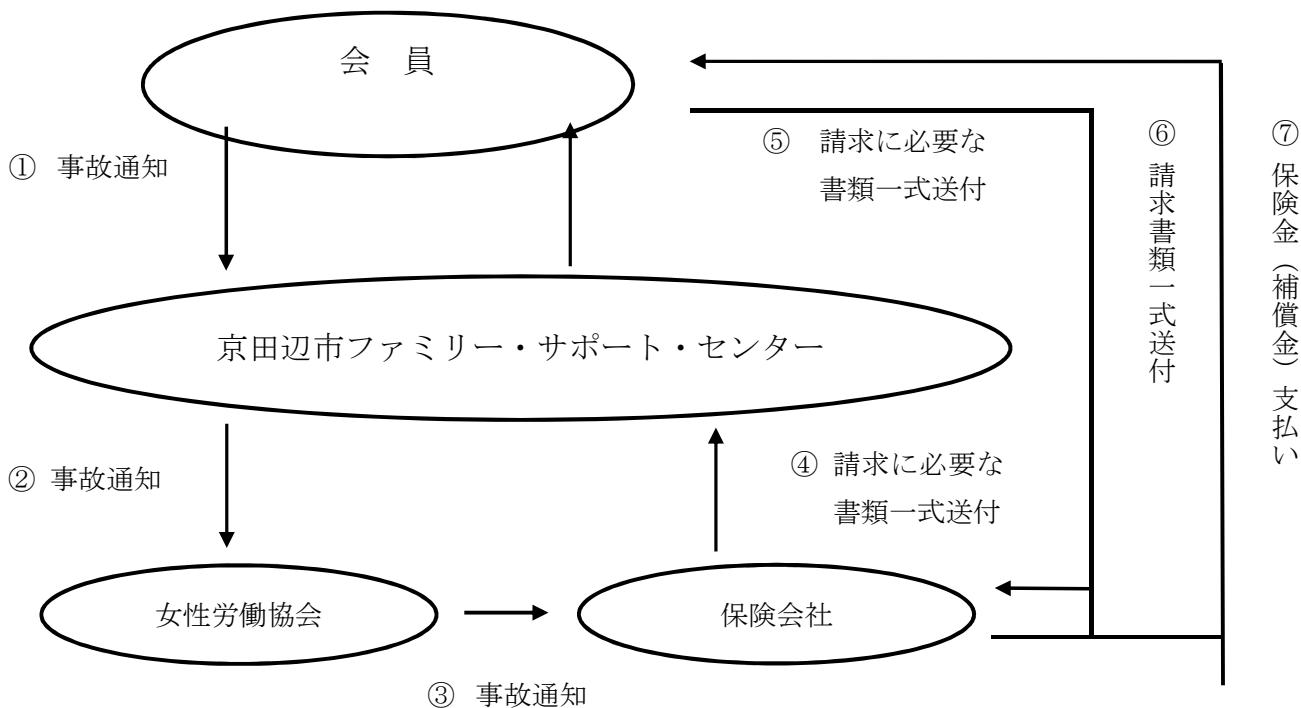
項目	支払限度額
施設賠償責任保険 対人・対物合算(1名・1事故)	2億円
生産物賠償責任保険 対人・対物合算(1名・1事故・保険期間中)	2億円
初期対応費用(1事故)	1000万円(見舞金・見舞い品10万円限度)
訴訟対応費用(1事故)	1,000万円
受託者賠償責任保険(1事故・保険期間中)	10万円・50万円

\*現金盗難はおねがい会員から預かった現金が盗難にあった場合対象

### 【お見舞金制度】

おねがい会員のこどもがまかせて会員の家のものを壊したり、まかせて会員のこどもにケガをさせた場合、まかせて会員に対して 60,000 円を限度にお見舞金が支払われます。このような場合はセンターに連絡してください（お見舞金の給付額は、【別紙】をご参照ください。）。

## ＜ファミリー・サポート・センター補償保険 事故発生時の手続き＞



- ◆ 事故が発生した場合は、速やかに京田辺市ファミリー・サポート・センターに連絡し、以下の事項を報告してください。  
事故の「日時・場所・原因及び状況」等、相手がいる場合（賠償責任）は、その「氏名・住所・生年月日」等
- ◆ 請求時に用意していただく書類

（サービス提供会員（まかせて会員）・おねがい会員のこども傷害保険の場合）

医師の診断書（請求金額が30万円以下の場合は原則、「診断書」のご提出は不要です。保険会社が必要と判断した場合には、領収書のご提出をお願いする場合があります。）

その他保険会社から請求された書類

（賠償責任保険の場合）

物損事故⇒修理費用の証明書明細（請求書・領収書等）、壊れた現物等の写真・事故日の援助活動の報告・その他保険会社から請求された書類

人身事故⇒被害者の医師の診断書及び治療費の領収書・事故日の援助活動の報告・その他保険会社から請求された書類

領収金額	お見舞金
2,000円未満	免責
2,000円~4,000円未満	2,000円
4,000円~6,000円未満	4,000円
6,000円~8,000円未満	6,000円
8,000円~10,000円未満	8,000円
10,000円~15,000円未満	10,000円
15,000円~20,000円未満	14,000円
20,000円~30,000円未満	20,000円
30,000円~50,000円未満	30,000円
50,000円~70,000円未満	40,000円
70,000円~100,000円未満	50,000円
100,000円以上	60,000円
自動車保険(任意保険)を使用	一律10,000円
新型コロナウィルス感染症に感染した	一律10,000円
新型コロナウィルス感染症に感染したことにより死亡	一律30,000円

※お見舞金の請求には見積書及び領収書が必要です。